

要請書

東京高等裁判所 民事第23部 裁判官 殿

(株)資生堂鎌倉工場内で行われた(株)アンフィニによる非正規切り事件について、以下のとおり要請いたします。

<重要な事実が無視、あるいは判断されていません>

横浜地方裁判所の判断は、当事者間に争いのない事実や労働者側の主張、疎明資料までも無視するなど極めて杜撰な決定といわざるを得ません。

原決定は、労働者と会社とで取り交わされていた2009年1月1日から2009年12月31日までの雇用契約が、2009年4月1日から2009年5月31日までに短縮し変更されたことについて有効であると認定し、それを前提として判断がなされています。

しかし、証拠を見れば明らかなように、全員が労働条件通知書に押印したとの事実認定は誤りであり、「債務者は、必ず契約を更新する旨の説明はしておらず」との事実認定も、下山さんが提出した「(会社から)2か月後に更新すると説明を受けた」旨の陳述を無視したものです。

また、①9年間にわたって更新が繰り返されてきたことや、②これまで雇い止めが一度もなかったこと、③双方からの申し出がない限り更新されることが定められていたこと、④更新の都度の意思確認が無かったこと、⑤65歳定年制が労働条件通知書に定められていたこと、⑥更新契約書を期間経過後に作成したり理由も不明なまま期間途中で雇用契約書を重複して作成したりしたこと、⑦ライン作業中の短時間で労働条件通知書へのサインを求めたこと、⑧「就業時間が変更になった」との理由で呼び出し契約期間の変更を告げずにサインを求めたこと、⑨雇い止めの可能性を告げなかったことなど、様々な事実が一切無視されたまま判断されているのです。

<齋藤さんや下山さんの解雇は不当労働行為です>

会社は、齋藤さんや下山さんが契約書にサインを拒否したため期間満了で雇用契約が終了したと主張していますが事実ではありません。齋藤さん、下山さんともに働く意思を明らかにした上で労働条件の話し合いを求め、会社も引き続き雇用する意思を示していました。ところが、労働組合に加盟したことを会社に通知(齋藤さんは2009年5月28日、下山さんは翌日の5月29日に通知)した直後、突然5月31日到着の郵便物で雇い止めが通知されたのです。労働組合加盟を嫌った会社が、労働条件通知書にサインしていないことを理由に二人を排除したことは明らかです。

<生活破綻の危機に瀕しています>

解雇された7名は、いずれも会社からの賃金で生活を支えてきました。ところが今回の解雇で突然収入が途絶え、本人のみならず家族も含め、生活の危機に瀕しています。一刻も早く救済することが必要です。慎重にして公正な判断を心よりお願いいたします。

2009年 月 日

団体名

代表者名

印

住所